

第2次枚方市男女共同参画計画

平成 23（2011）年 3 月

枚 方 市

はじめに

本市では、平成 13(2001)年、誰もが性別にかかわらず能力と個性を生かせる男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画計画」を策定し、DV 被害者支援の取り組みなど様々な施策を計画的に推進してまいりました。

また、平成 22(2010)年 4 月には、「男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例では、男女共同参画の推進に関して、全ての市民がお互いに人権を尊重し、そのための責任を分かち合うという基本的な考えに立ち、市民、教育に関わる者、事業者及び市民団体それぞれの役割と、本市の推進していく施策の基本となる事項を明らかにしました。

そして、このたび、「男女共同参画計画」の計画期間が平成 22(2010)年度で終了することから、男女共同参画推進条例の考え方を具体化した「第 2 次男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、「すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる男女共同参画社会」を目指すことを基本的な考え方として、これまでの課題や多くの市民の皆様にご協力いただきました市民アンケート調査、パブリックコメント等の結果、並びに社会経済情勢の変化を踏まえ、今後 5 年間の取り組みを体系化し、その基本目標と方向性等を定めました。

近年、国際化や高度情報化、また少子高齢化による人口減少時代の到来や経済情勢の低迷や不安定な国際情勢など、私たちを取り巻く社会経済情勢は刻々と変化しています。これらに積極的に対応していくためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点を持ち、すべての人が互いに尊重し合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現していくことが重要であると考えております。

今後も、本計画をもとに男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、すべての市民が仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できる「住みたい、住み続けたい枚方」の実現を目指してまいります。皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱意をもって広範な分野にわたり真摯に審議を重ねていただきました、枚方市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査及びパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご協力いただきました関係機関の皆様から感謝申し上げます。

平成 23(2011)年 3 月

枚方市長 竹内 脩

目 次

I 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨	2
2. 基本理念	2
3. 期間と構成	2
4. 取り組みの体系	3

II 計画の内容

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する	6
基本方向 (1) 男女共同参画に関する理解の促進	7
基本方向 (2) 男女平等を推進する教育・学習の推進	8
基本方向 (3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	8
基本方向 (4) 情報活用における男女共同参画の推進	9
基本方向 (5) 外国籍市民等への生活関連情報の提供	10
市民アンケート調査結果(男女の平等感・男女の役割分担について)	11
基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する	12
基本方向 (1) DVなどの暴力の防止	13
基本方向 (2) 被害者に対する相談・支援対策の充実	14
市民アンケート調査結果(DVについて)	17
基本目標 3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する	18
基本方向 (1) 生涯を通じた男女の健康支援	19
基本方向 (2) 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援	20
基本方向 (3) ひとり親家庭等への支援	20
市民アンケート調査結果(高齢期について)	21
基本目標 4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する	22
基本方向 (1) 安心して子育てや介護ができるための支援	23
基本方向 (2) 就業・起業・再就業したい人への支援	24
基本方向 (3) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進	25
基本方向 (4) 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進	25
市民アンケート調査結果(職業生活・仕事と家庭等の関わりについて)	26

基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する	28
基本方向 (1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進	29
基本方向 (2) 男女共同参画の視点に立った施策展開	29
基本方向 (3) 関係機関・市民団体等との連携強化	30
基本方向 (4) 市民参加による外部評価と計画の進行管理	30
基本方向 (5) 推進のための拠点施設機能の充実	31
基本方向 (6) 苦情処理・人権侵害相談体制の充実	31
市民アンケート調査結果(男女共同参画社会の形成について)	32

Ⅲ 参考資料

1. 諮問書	36
2. 答申書	37
3. 枚方市男女共同参画推進審議会委員名簿	38
4. 第2次枚方市男女共同参画計画策定の経過	39
5. 枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則	40
6. 関係法令	
・男女共同参画社会基本法（抄）	48
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （DV防止法）（抄）	54
・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 （男女雇用機会均等法）（抄）	64
・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	69
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 （女子差別撤廃条約）（抄）	73
7. 国際社会、国、大阪府、枚方市の動き	76

I

計画の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 期間と構成
- 4 取り組みの体系

I 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

平成 11(1999)年 6 月に、男女共同参画社会基本法(p48 参照)が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国を決定する最重要課題と位置づけられました。

本市においては、平成 13(2001)年に「男女共同参画計画」を策定し、平成 22(2010)年度を目標年度として、本市のあるべき男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方や方向性を定めました。また、計画期間中に実施すべき具体的な施策を体系化するとともに目標を定め、着実に実行していくための実施計画であるアクションプログラムを 3 次にわたり策定し、社会の状況変化に応じた取り組みの充実を図ってきました。

そして、平成 22(2010)年 4 月に、「男女共同参画推進条例」(p40 参照)を制定し、基本理念をはじめ、行政や教育に関わる者、また、市民や事業者等がともに男女共同参画を推進していくために努めなければならない事項や市の施策の基本となる事項などを定めました。

今般、平成 13(2001)年に策定した「男女共同参画計画」の計画期間が終了することから、「すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる男女共同参画社会」を目指し、「男女共同参画推進条例」に基づく計画として、これまでの課題や平成 22(2010)年 7 月に実施した「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」等の結果を踏まえて、新たな目標や取り組みを「第 2 次男女共同参画計画」として策定します。

2. 基本理念

本計画は、枚方市男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて策定します。

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと。
- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。

3. 期間と構成

(1) 計画の期間

平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度の 5 年間を計画期間とします。

(2) 計画の構成

基本理念を実現するための 5 つの基本目標と 20 の基本方向、取り組みの概要を定めます。なお、計画の実現を図るための具体的な取り組みについては、新たにアクションプログラムを策定し、計画的な展開を図ります。



4. 取り組みの体系

基本目標 1

人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

- 基本方向（1） 男女共同参画に関する理解の促進
- 基本方向（2） 男女平等を推進する教育・学習の推進
- 基本方向（3） 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
- 基本方向（4） 情報活用における男女共同参画の推進
- 基本方向（5） 外国籍市民等への生活関連情報の提供

基本目標 2

配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

- 基本方向（1） DVなどの暴力の防止
- 基本方向（2） 被害者に対する相談・支援対策の充実

基本目標 3

生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

- 基本方向（1） 生涯を通じた男女の健康支援
- 基本方向（2） 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援
- 基本方向（3） ひとり親家庭等への支援

基本目標 4

仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

- 基本方向（1） 安心して子育てや介護ができるための支援
- 基本方向（2） 就業・起業・再就業したい人への支援
- 基本方向（3） 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進
- 基本方向（4） 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

基本目標 5

男女共同参画の仕組みづくりを推進する

- 基本方向（1） 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進
- 基本方向（2） 男女共同参画の視点に立った施策展開
- 基本方向（3） 関係機関・市民団体等との連携強化
- 基本方向（4） 市民参加による外部評価と計画の進行管理
- 基本方向（5） 推進のための拠点施設機能の充実
- 基本方向（6） 苦情処理・人権侵害相談体制の充実

Ⅱ

計画の内容

- 基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する
- 基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する
- 基本目標 3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する
- 基本目標 4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する
- 基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

Ⅱ 計画の内容

基本目標

1

人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

男女共同参画社会実現のためには、性別^{*1}にかかわりなく、ひとりの人間として、個人の尊厳が重んじられ、人権が守られなければなりません。

そこで、性別にかかわりなく自分の人生を選び、あらゆる分野で能力を発揮することができる社会を目指す男女共同参画の意義が市民一人ひとりのこととして認識が深まり、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開されるよう、多方面からの啓発活動を積極的に展開します。

また、子どもたちが性別にとらわれることなく個性と能力を伸ばし、将来にわたっての可能性を広げ、夢と希望を持ち、その実現に向け努力していくことができるよう、発達段階に応じた教育・学習を推進します。

近年、急速なIT技術の進歩とその普及により人権を侵害する暴力的な表現、誤りや偏りがある情報などが氾濫しており、そのため情報を正しく活用する能力が必要となっています。一方、日本語が不自由な外国籍市民や外国出身の市民は、日常生活に必要な情報が十分に届いていないことで、地域社会で孤立しやすい現状があります。そこで、情報活用における男女共同参画の推進を図るとともに、外国籍市民等への生活関連情報の提供に取り組みます。

*1 〔性別〕:本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用します。



基本方向（1） 男女共同参画に関する理解の促進

すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、いまだ根強い、固定的な性別役割分担意識^{*2}を見直していかなければなりません。

しかし、市民アンケート調査結果（p11【図表1・2】参照）では、男女の平等感において「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇・どちらかといえば優遇されている」と思う割合が高く、男女の役割分担では「生活費を得る」は夫の役割、「日常の家計の管理や家事」「育児」は妻の役割と考える割合が高くなっています。

また、男女共同参画は、あらゆる人々の課題であるにもかかわらず、一部の女性の課題であるかのように捉えられています。

そこで、男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず、「すべての市民にとっての男女共同参画」であることの理解を促進し、行政や企業、家庭や地域内における男女共同参画に関する取り組みを推進します。

【取り組みの概要】

- ① 誰もが主体的に自分らしく生きていくことができる地域社会を目指し、男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを行います。
- ② 男女共同参画の意義の啓発にあたっては、リーフレットなどを活用し、男女共同参画推進条例や男女共同参画計画をはじめ男女共生フロア^{*3}の周知を図ります。
- ③ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、講演会や各種講座の開催だけでなく、地域のNPOやボランティア団体、事業所との連携による、積極的な啓発や体験型学習を行うなど、多方面から取り組みます。

*2 [固定的な性別役割分担意識]：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」というように役割を固定的に分ける意識のこと。

*3 [男女共生フロア]：市立メセナひらかた会館3階にある男女共同参画の取り組みの拠点施設（愛称：ウィル）。

基本方向（2） 男女平等を推進する教育・学習の推進

学校において、男女が相互に理解を深め、個性や能力を尊重し合うために、男女平等教育・学習を推進します。また、学校運営・PTAなどにおける男女共同参画を促進します。

【取り組みの概要】

- ① 学校において、発達段階に応じ、適切な男女平等の教育が行なわれるよう、教職員研修に取り組むとともに男女平等教育指導事例集等の活用をすすめるなど、学習機会を十分に確保します。
- ② 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を活かす教育に取り組めます。
- ③ 学校運営においては、教員の男女別構成をバランスのとれたものにするために、女性管理職の割合の増加など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ④ PTA活動や役員の構成において、働く男女の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努めます。

基本方向（3） 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

性別にかかわらず、個性や能力を伸ばし、生涯にわたって多様な選択を可能にする能力を高めるための教育・学習を推進するとともに、学校園・家庭・地域が連携し、子どもの基礎的な日常生活能力を育みます。

**【取り組みの概要】**

- ① 子どもが、将来の目的意識を持ち、自らの人生において多様な選択を可能にする能力や主体的に進路を選択する能力を身につけることができるよう、学校園・家庭・地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を伸ばす教育・学習を推進します。
- ② 学校園・家庭・地域が連携し、性別にかかわらず子どもの基礎的な日常生活能力を育みます。
- ③ 国際社会における、男女共同参画に関する取り組みや多様な文化についての理解を促進します。

基本方向（4） 情報活用における男女共同参画の推進

インターネットの普及をはじめとするメディアの多様化により、女性や子どもをもっぱら性的あるいは暴力行為の対象として捉えた性的な暴力や人権侵害を助長する表現など、男女共同参画を阻害するような情報が氾濫しています。市民が主体的に情報を収集し、読み解き、また、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー^{*4}の向上のための支援に取り組めます。

また、市の刊行物等の作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した表現を推進します。

【取り組みの概要】

- ① メディア・リテラシーの向上のため、講座等を開催するとともに、学校教育においても取り組みを推進します。
- ② 市の刊行物等の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

*4 [メディア・リテラシー]：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

基本方向（5） 外国籍市民等への生活関連情報の提供

日本語が不自由な外国籍市民、及び外国出身の市民は、暮らしに関する必要な情報が届かず、地域社会で孤立しやすい現状にあります。また、国際結婚が増加するなか、その女性においては、さらに固定的な性別役割分担などによって、困難な状況に置かれやすい傾向があります。そこで、日本語が不自由な外国籍市民、及び外国出身の市民に市民サービスなど暮らしに関する必要な情報をわかりやすく提供します。

【取り組みの概要】

- ① 日本語が不自由な外国籍市民、及び外国出身の市民のため、市民サービス情報を外国語に翻訳して提供することで、必要な市民サービスを選択し、利用できるよう支援します。



市民アンケート調査結果／平成 22(2010)年 7 月実施

図表
1

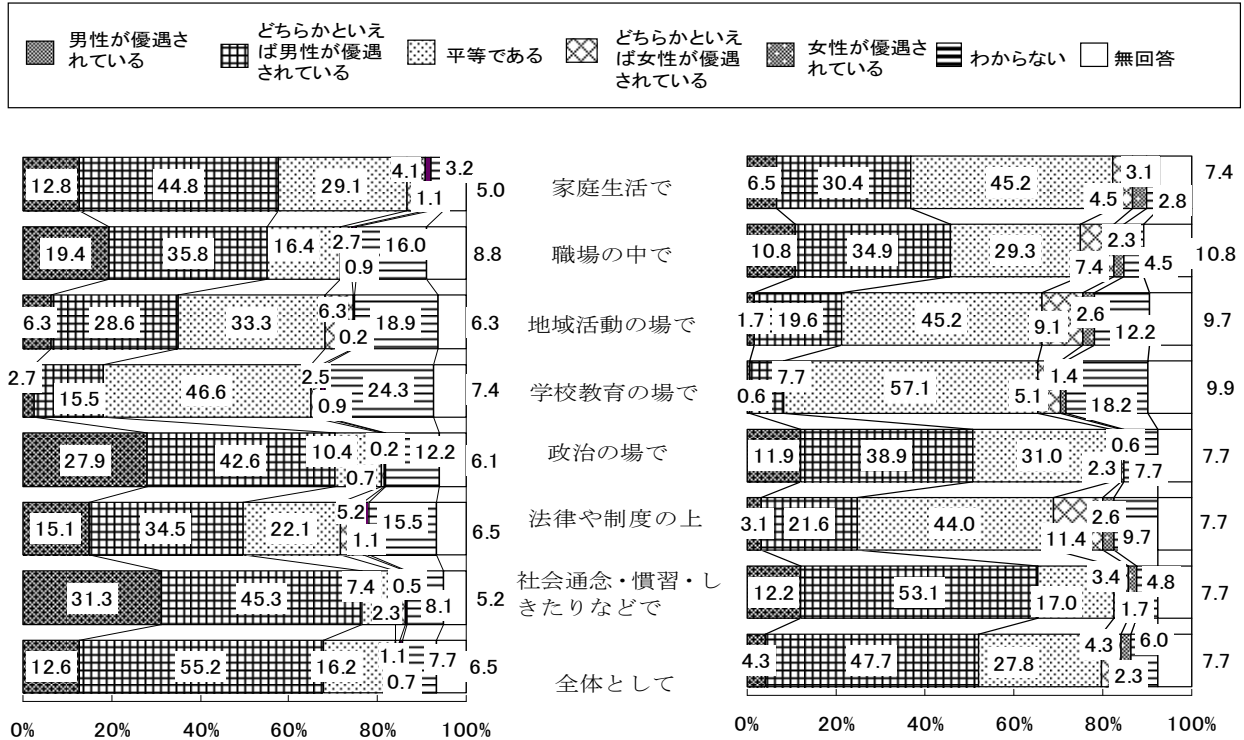
男女の平等感

『あらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう取り組みます』

設問. あなたは次にあげる分野で、男女はどの程度平等になっていると思いますか。(〇は1つずつ)

<女性> (N=444)

<男性> (N=352)

図表
2

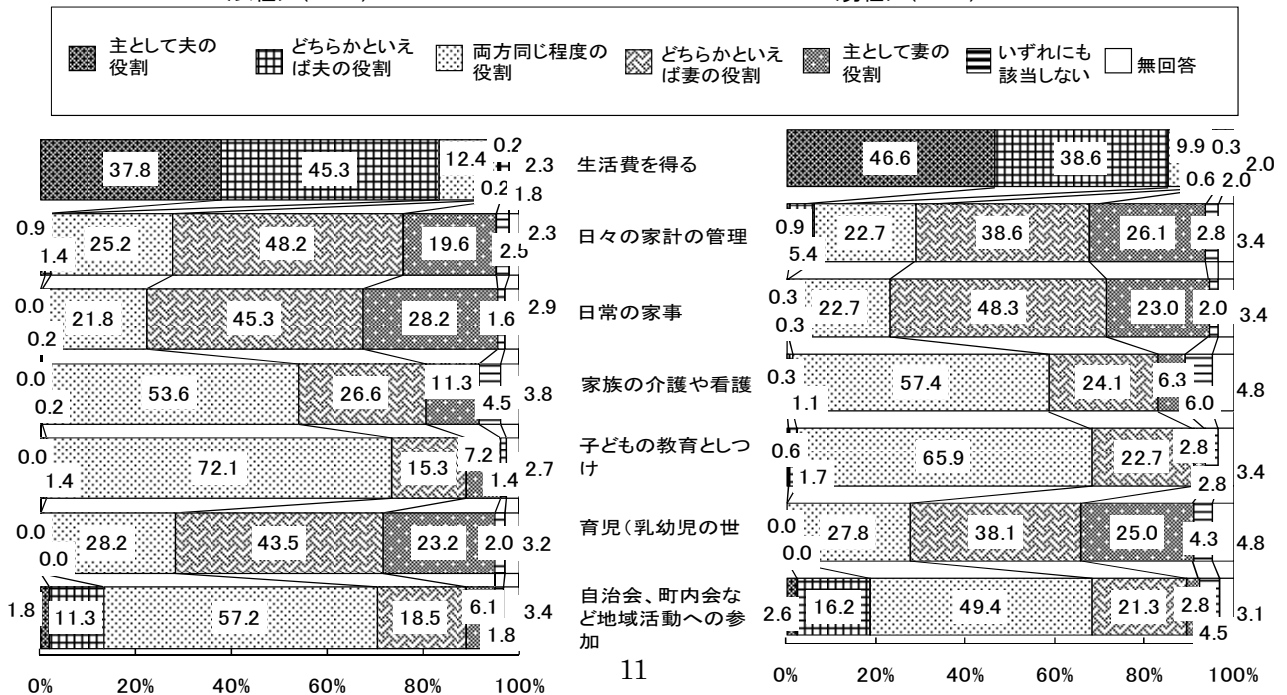
男女の役割分担

『固定的な性別役割分担の解消に取り組みます』

設問. 一般的に家庭における夫と妻の役割について、あなたはどのようにお考えですか。(それぞれについて〇は1つずつ)

<女性> (N=444)

<男性> (N=352)



配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

誰もが一人の人間として、安心した生活のなかで自由に活動し、自分らしく生きていく人権を有しており、その人権を著しく侵害する配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」^{*5}という）は、決して許されるものではありません。

しかし、市民アンケート調査結果（p17【図表3】参照）では、配偶者から身体的暴力を受けたことがあると答えた女性は23.2%にもなり、また、親密な関係における暴力は、周囲から些細な喧嘩として受け止められがちであり、「被害者にも何らかの原因がある」「被害者は、逃げようと思えば、いつでも逃げるができる」（p17【図表4】参照）と答えた人は、約2割になります。このような意見は、被害者をさらに傷付けるおそれがあり、被害者自身も、自分にも悪いところがあり、我慢さえすればおさまるものと考え、相談することも恥ずかしく思い、周囲の支援も得られず孤立し、被害が深刻化していく実態があります。

一方、加害者についても暴力を振ってしまうことに悩む場合があり、暴力によらない人間関係を築けるよう支援するなどの加害者への対応が課題となっています。

また、児童ポルノや児童買春なども含め、子どもに対する性暴力・性的虐待は、心身に深い傷を残し、発育・発達に深刻な影響を与え、ときには、生命さえも奪う著しい人権侵害です。

そこで、DVなどの暴力の根絶を目指し、警察署をはじめとする関係機関との連携を深め、防止対策に取り組むとともに、相談・支援対策を総合的かつ計画的に充実します。

なお、基本目標2は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」^{P16*7}という。）に基づく「DV基本計画」（p16 参照）と位置付けます。

*5 [DV]： 配偶者など親密なパートナーからの暴力のことです。

近年、夫婦の間だけでなく、異性間・同性間を問わず、恋人同士の間での身体的・精神的・性的・経済的な暴力が社会問題化してきています。この恋人同士の間で起こる暴力のことを特に「デートDV」と言います。

基本方向（1） DVなどの暴力の防止

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどは、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、男女共同参画の推進を阻むだけではなく、重大な人権侵害です。それらの根絶に向けた取り組みの充実が必要であることから、実態に即した防止対策、関係機関との連携などの強化を図ります。

また、子どもに対する性暴力・性的虐待の被害は増加しており、被害を受けた子どもたちの多くは、性別を問わず被害にあったことを理解できず、相談することもできません。このことを踏まえ、子どもに対する性暴力・性的虐待の防止、及び被害にあった子どもたちへの対応策に取り組みます。

【取り組みの概要】

1 DVなどの暴力の防止に関する普及啓発

- ① DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの被害と加害の実態に対する理解を深めるよう啓発に取り組みます。
- ② 高校・大学など教育機関との連携による、デートDVの防止策に取り組みます。
- ③ 誰もが加害者や被害者にならないため、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ人権学習を推進します。
- ④ セクシュアル・ハラスメント対策については、市内の事業所で対応策の確立が可能となるように支援を行います。

2 子どもに対する性暴力・性的虐待の防止

- ① 児童ポルノや児童買春なども含め、子どもに対する性暴力・性的虐待を防止するための啓発に取り組みます。
- ② 子どもたちが、自分の身体と心を守り、万一被害にあった時には、一人で抱え込まず相談することができるよう教育・学習に取り組むとともに、子どもたちがひとりの人間として尊重され、安心して相談することができる環境づくりに取り組みます。

基本方向（２） 被害者に対する相談・支援対策の充実

人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるＤＶなど暴力被害について、性別や年齢、障害の有無を問わず、また日本語が不自由な外国籍市民も、安心して相談できる体制や被害者支援対策を充実します。あわせて、「配偶者暴力相談支援センター」^{p16*8}機能の整備に関して検討を行うとともに、情報提供・相談・保護・自立支援を関係機関との連携強化のもと総合的に推進していきます。

【取り組みの概要】

１ 安心して相談できる体制の充実

- ① 被害者あるいは、被害者からの相談を受けた人への相談窓口や身近に暴力を見聞きした場合の対応方法などについての情報提供を充実します。
- ② 女性被害者にも、男性被害者にも相談しやすい相談窓口を整備します。その際には、高齢者、及び障害者・障害児のための相談窓口と連携を図ります。
- ③ 日本語が不自由な外国籍市民、及び外国出身の市民の相談体制を整備します。
- ④ 相談窓口や学校現場において、ＤＶ加害者の追跡等からＤＶ被害者を守るため安全確保の取り組みを行います。

２ 緊急かつ安全な保護の実施

- ① 警察署をはじめとする関係行政機関との連携強化のもと、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

3 自立への支援の充実

- ① 被害者のサポートが適切に行なえるよう、また、二次加害^{*6}を防止するため、関係行政機関職員に対して、被害者対応に関する研修等を充実します。
- ② 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係行政機関との連携のもと、心理的サポートや自立支援などに取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身の影響に配慮した心理的サポートに取り組みます。
- ③ 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの立場に立った支援に取り組みます。
- ④ 被害者、及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から適正な取り扱いを徹底します。

4 施策推進のための連携強化

- ① DV相談・支援対策の実施にあたっては、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先し、関係行政機関、及びNPOと適切な役割分担のもと連携を強化します。また、その際には、児童虐待に関する相談支援対策との連携を図ります。

*6 [二次加害]：DVなどの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、DVなどの暴力の被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係行政機関職員が不適切な言動でさらに傷付けること。

D V 基本計画

枚方市では、D V 被害者に早い段階からスムーズに必要な援助が行えるよう、平成 14(2002)年 5 月に「枚方市 D V 関係機関連絡会議」を設置し、大阪府の配偶者暴力相談支援センター機能を担う、中央子ども家庭センターをはじめ、警察署、保健所、消防署などの関係機関、及び市内の福祉部署等で連絡会議を持ち連携のもと、支援体制の充実を図っています。

男女共生フロアで行っている相談事業では、相談件数に占める D V に関する割合が増加し、また、その内容は深刻化し、緊急対応が必要な場合が多くなっています。

このような状況のもと、国では、「D V 防止法」^{*7}が改正され、「D V 基本計画」の策定、及び配偶者暴力相談支援センター 機能^{*8}の設置が市町村の努力義務となりました。また、「D V 基本計画策定に関する基本的な方針」が定められました。

そこで、本計画を策定するにあたっては、D V の防止対策、被害者に対する相談・支援対策の充実を図るため、法改正の趣旨を踏まえて、国の基本方針に沿った内容を基本目標 2 「配偶者や恋人などからの暴力を根絶する」に盛り込み、「D V 基本計画」として位置づけるものです。

*7 「D V 防止法」

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律で、平成 13(2001)年 10 月に施行され、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年に改正されました。

法律には、保護命令制度（裁判所が被害者の申立により、加害者に対し発する命令。接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令があります）、配偶者暴力相談支援センター、基本計画の策定などについて、規定されています。（p54 参照）

*8 「配偶者暴力相談支援センターの主な業務」

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び 一時保護
※一時保護については、都道府県の業務
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令の制度の利用についての情報の提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助
- ⑦ 保護命令申立に関する地方裁判所の請求に基づく書面の提出等

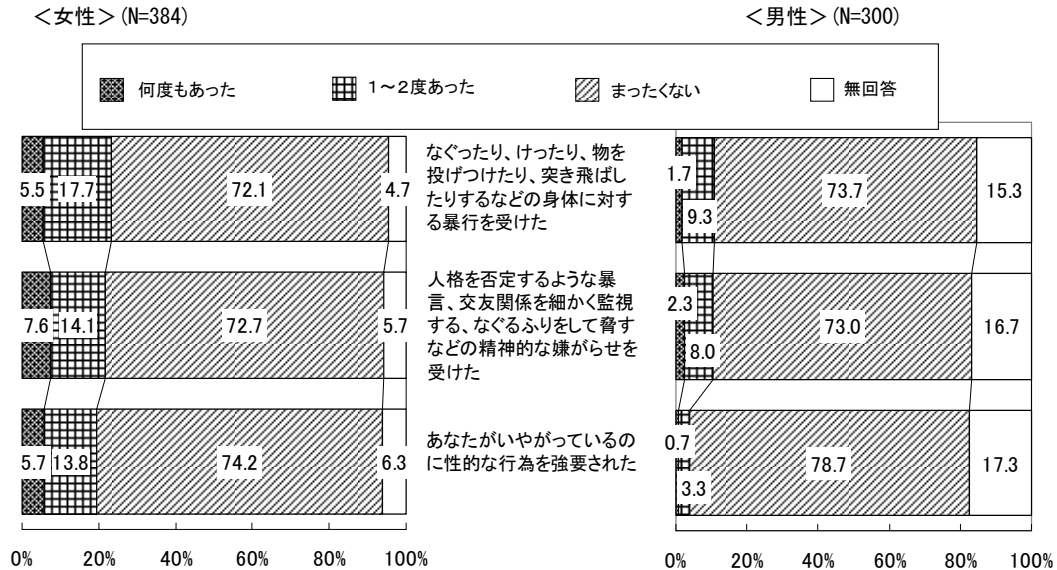
図表
3

DV被害経験

『DV防止対策と被害者支援を強化します』

市民アンケート調査結果／平成 22 (2010) 年 7 月実施

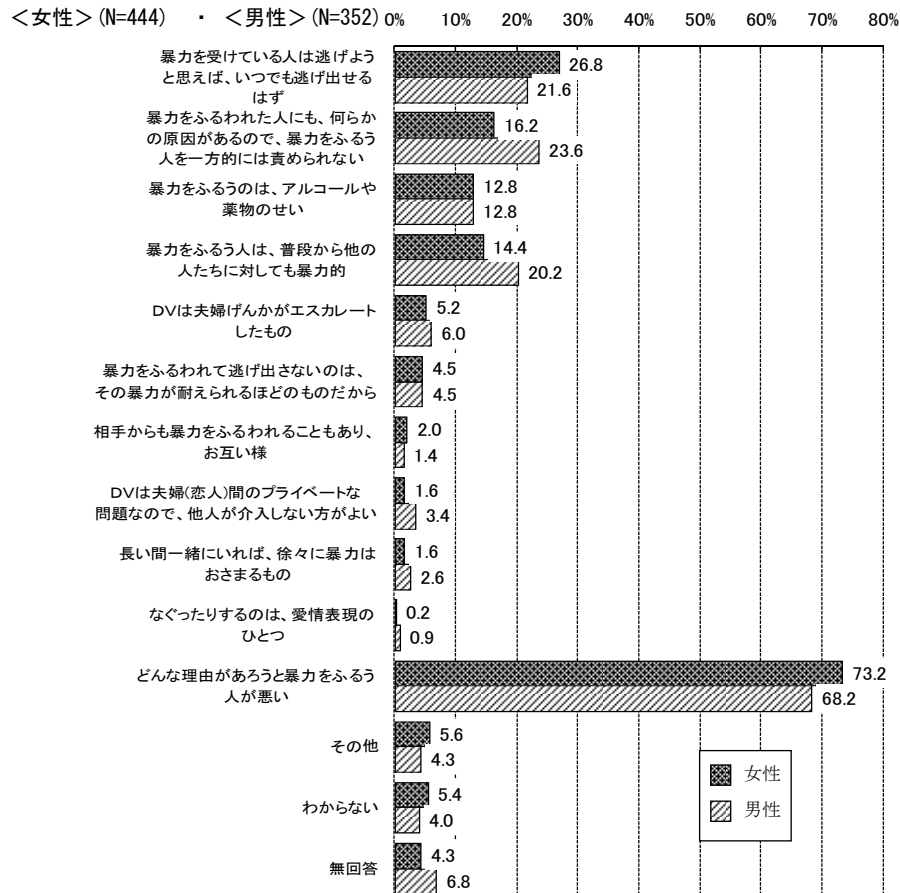
設問. あなたは、これまでに配偶者（別居中を含む）から、次のようなことをされたことがありますか。ここでの「配偶者」には、元配偶者（離別・死別した相手）も含まれます。（それぞれについて〇は1つずつ）

図表
4

DVに関する意見

『DVは、重大な人権侵害です 被害者の厳しい状況、加害者の実態についての理解を深めるよう啓発に取り組みます DV防止対策と被害者支援を強化します』

設問. 配偶者等からの暴力に関する次の意見について、あなたの考えに近いものを選んでください。（〇はいくつでも）



注) 回答延べ件数 女性 772 件 男性 634 件

生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

男女共同参画社会を目指し、生涯を通じて、自分らしい生き方を実現していくためには、心身の健康保持が基礎となります。

市民アンケート調査結果（p21【図表5】参照）によると、経済的な不安とともに、『健康』『介護』に対し特に不安がある」の割合が高くなっています。そこで、男女の身体的特性を踏まえ、ライフステージや心身の状態などに応じた適切な健康支援に取り組みます。加齢や障害により介護が必要な方への支援にあたっては、一人ひとりの尊厳の保持、人権の尊重に十分留意して行います。

また、人々のライフスタイルや就業形態が多様化していくなかで、安心した生活の支援にあたっては、多様な生き方や家族のあり方を尊重し、その変化に即して行うことが必要です。なかでも、ひとり親家庭等においては、仕事と家事、育児を一人で担わなければならない、経済的な支援のみならず、子どもの健やかな成長への支援が必要です。そこで、多様な家族形態や就業形態に応じた、安定した生活と健やかな子どもの育成への支援に取り組みます。



基本方向（１） 生涯を通じた男女の健康支援

男女共同参画社会を目指すためには、男女が互いの身体的な性の違いを理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりをもって主体的に生きていくことが必要となります。そのためには、生涯を通じた健康保持増進が必要であり、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に取り組みます。また、妊娠・出産については、男女双方に関わるものとして保健サービスに取り組みます。

また、平成 21(2009)年度中の府内の自殺者は男性が女性の 2 倍以上になっており、固定的な性別役割分担意識による男性の過度のストレスも要因のひとつと考えられています。そこで、固定的な性別役割分担意識によるストレスを踏まえ、女性だけではなく男性にも心のケアに関する取り組みを推進します。

【取り組みの概要】

- ① 生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- ② 安全な妊娠・出産、また、性感染症の予防などに関する正しい知識や情報提供を行うことにより、主体的に健康を保持できるように支援します。
- ③ 自殺予防の観点からストレスケアなどのメンタルヘルスに関する講座や情報提供などの取り組みを推進します。

基本方向（2） 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援

加齢や障害により介護が必要な方が安心して日常生活を送れるよう、一人ひとりの人権を尊重した支援に取り組むとともに、介護者の負担軽減を図るための取り組みを行います。

また、男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、障害の有無を問わず、生涯にわたり生きがいを持ち、自分らしい生き方が実現できるよう支援に取り組めます。

市民アンケート調査結果（p21【図表6】参照）によると、家族の介護に関する考えで、女性は「自分が介護する」、男性は「妻が介護する」の割合が高く、その支援にあたっては、家庭環境や男女の意識の違いに配慮した取り組みを行います。

【取り組みの概要】

- ① 加齢や障害により介護が必要な方の身体機能やライフスタイル、意識等の男女の違いに配慮し、当事者及びその介護者への支援に取り組めます。
- ② 男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、障害の有無を問わず、それぞれのライフステージにおいて、自分らしい生き方が実現できるよう支援を行います。

基本方向（3） ひとり親家庭等への支援

ふたり親を一般的な家庭とする「家族観」や「固定的な性別役割分業」から生じる差別・偏見が、ひとり親家庭等が抱えるさまざまな困難を作り出している状況があります。ひとり親家庭等が、多様な家族のあり方のひとつとして尊重され、地域で希望をもって生活できるよう、生活の安定と向上や子どもの健やかな育ちを支援します。

【取り組みの概要】

- ① 母子、父子の家庭を問わず、ひとり親が子育てしながら働けるように、就労支援や育児支援、働きやすい職場環境の促進に取り組めます。
- ② 経済的に困難なひとり親家庭等において、子どもの教育や進学などについての経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ③ ひとり親が定期的に集い、交流や情報交換を行えるよう支援します。

図表
5

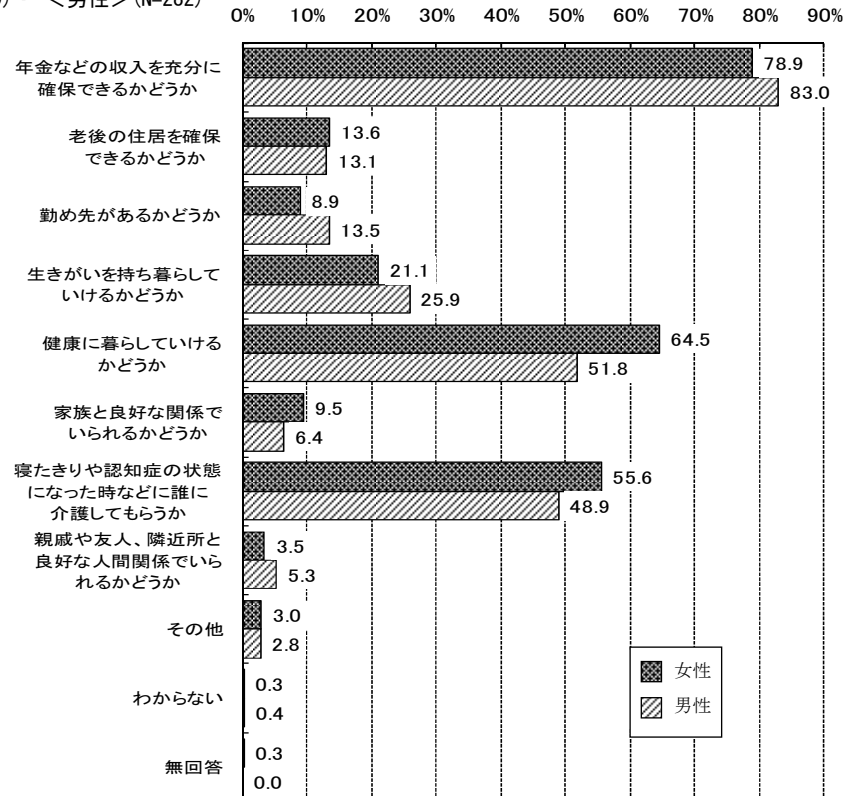
市民アンケート調査結果／平成 22 (2010) 年 7 月実施

老後の生活で不安に思っていること

『生涯自分らしく生きることができるよう、男女の身体的特性を踏まえた健康保持増進に取り組めます』

設問. あなたが、特に不安に思っていることはどのようなことですか。(〇は3つまで)

<女性> (N=369) ・ <男性> (N=282)



注) 回答延べ件数 女性 956 件 男性 708 件

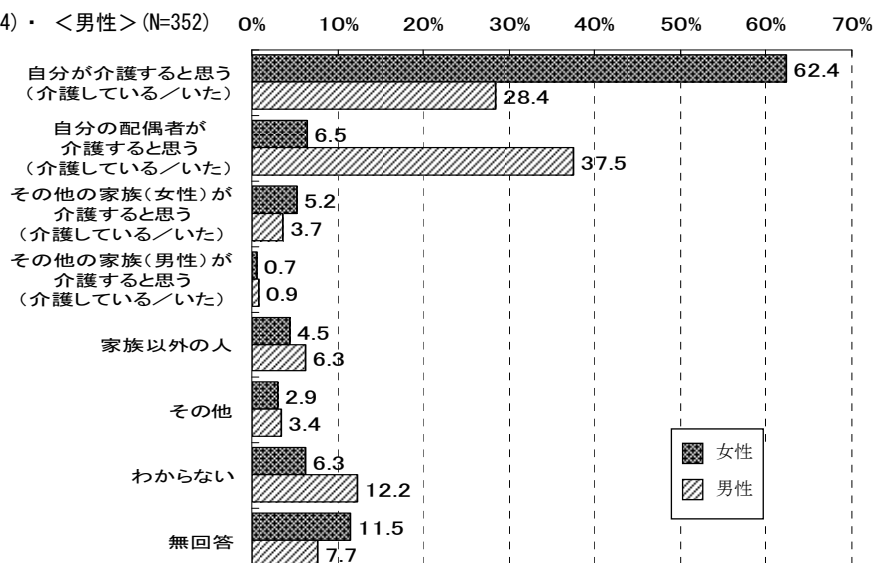
図表
6

在宅での主な介護者

『家事に不慣れな男性介護者の負担は大変大きく、また、女性への介護負担も大きいため、男女がともに介護を担い負担軽減が図れるよう支援します』

設問. あなたは、家族が介護を要するようになったら、自宅では主に誰が介護することになると思いますか。あるいは、実際に、主に誰が介護していますか。あるいは、介護していましたか。(〇は1つだけ)

<女性> (N=444) ・ <男性> (N=352)



仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家庭や地域においても充実した生活を送ることで、豊かな人生を送ることができます。

しかし、現実社会においては、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない現状がある一方、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害してしまうという現状もあります。また、仕事と子育てや介護などとの両立が困難になり悩むこともあります。

市民アンケート調査結果（p27【図表8】参照）によると、『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切にしたい」と希望しながら、特に男性では、『仕事』を優先している」の割合が高くなっています。

人生においては、仕事に重点を置く時期、また、子育ての喜びを享受する時期、あるいは、介護を担う時期など、各段階に応じた、仕事と生活のバランスを図ることができる社会の実現が必要です。そこで、多様なニーズに即した、子育てや介護への支援を行うとともに、就業支援を行います。

また、市民アンケート調査結果（p26【図表7】参照）では、男女が対等に働くためには、「男女の賃金、昇給の格差をなくす」「能力を発揮できる配置を行う」「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」「育児・介護休業を取りやすいようにする」「保育・介護サービスを充実する」などの割合が高くなっています。そこで、雇用の場においては、性別にとらわれずに能力を発揮することができる雇用環境や仕事と生活のバランスを取ることができる職場環境の整備を促進します。

基本方向（1） 安心して子育てや介護ができるための支援

固定的な性別役割分担意識によって、主に女性の子育てや介護を担ってきました。しかし、男女共同参画社会の実現のためには、子育てや介護にも、男女がともに参加し、喜びと責任を共有することが必要です。

家庭環境、就業形態の多様化を踏まえ、保護者のニーズに即した保育サービスを充実します。加えて、育児に関する講座や電話・面談による相談事業、家庭訪問事業など子育てに関する支援体制を充実します。

また、少子高齢化と核家族化が進展するなか、家族の介護負担は増大し、特に家事などに不慣れな男性介護者の不安は大きくなっています。そこで、介護者が孤立することなく介護を担うことができるよう支援します。

【取り組みの概要】

- ① 低年齢児保育、延長保育、特定保育^{*9}、一時預かり^{*10}などの保育所サービスや留守家庭児童会事業など、子どもを健やかに生み育てることと仕事との両立が図れるよう、引き続き、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みます。また、新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業等を通じて、出産直後の育児不安の解消や子育て支援に努めます。
- ② 子育てに伴う負担感、不安感を軽減するため、育児の相互扶助活動の充実や地域子育て支援拠点施設の増設など地域での相談・支援体制を充実します。
- ③ 妊娠期から出産・育児の情報提供を行うことにより、出産・育児に対する不安を解消するとともに、当事者同士の交流を図るための取り組みを行います。
- ④ 介護に不安や悩みを持つ家族への支援として、家族介護教室の開催や介護者同士の交流を図るための取り組みを行います。

*9 [特定保育]：保護者が週2～3日程度のパートなどの就労で子どもの保育ができない場合に、保育所で保育をする事業。

*10 [一時預かり]：保護者の傷病、入院、被災、事故、育児疲れ等の事由により、一時的に子どもの保育ができない場合に、保育所で保育をする事業。

基本方向（2） 就業・起業・再就業したい人への支援

経済の低迷が続き、男性の非正規労働者の割合が上昇するなか、女性の就業はさらに厳しさを増しています。相対的貧困率^{*11}においては、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身者や母子世帯で高くなっています。そこで、就業・起業、出産や子育てなどにより就労から離れた人の再就業・再チャレンジ、また、働きたい人も対象とした講座・相談・能力開発などの支援を充実します。

【取り組みの概要】

- ① 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、能力を発揮し、幅広い職種に就業・起業・再就業できるよう、また、働き続けられるよう、パソコン講座などの職業能力開発の支援や相談、情報提供体制を充実します。
- ② 母子家庭の母が自らの能力を生かして、自立可能な収入の確保ができるよう、就業を目指した教育訓練や資格取得のための支援、相談・情報提供などの就業支援に取り組みます。

*11 [相対的貧困率]： 所得から税金などを差し引いた世帯の「可処分所得」を1人当たりにならし、高い順に並べた時の真ん中の人の所得を「中央値」と設定し、その半分に満たない人の割合。

基本方向（3） 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、固定的な性別役割分担意識にとらわれず能力を発揮し、安定した生活基盤を築いていくことができる雇用環境づくりを促進します。

また、パートタイム労働などの非正規労働者の処遇・労働条件などが整備され、多様な働き方が選択できるよう啓発に取り組めます。

【取り組みの概要】

- ① 男女雇用機会均等法(p64参照)の履行はもとより、男女間の管理職の比率格差の是正、賃金格差の解消や、妊娠中や出産後も安心して働くことができる雇用環境を目指した取り組みを進めます。
- ② 非正規労働者の処遇・労働条件などに関する法令の周知に取り組めます。

基本方向（4） 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

育児や介護を男女が協力し合い、ともに担いながら仕事と生活を両立することができるよう、育児・介護休業制度の導入・定着や、育児休業者・介護休業者が職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

【取り組みの概要】

- ① 男女がともに育児と介護を担いながら仕事を継続していくことができるよう、育児・介護休業の取得や職場復帰しやすい環境の整備を促進します。
- ② 性別にかかわらず、仕事と家庭生活との両立を図り、地域社会にも参加することができる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）(p69参照)を推進するための啓発などに取り組めます。

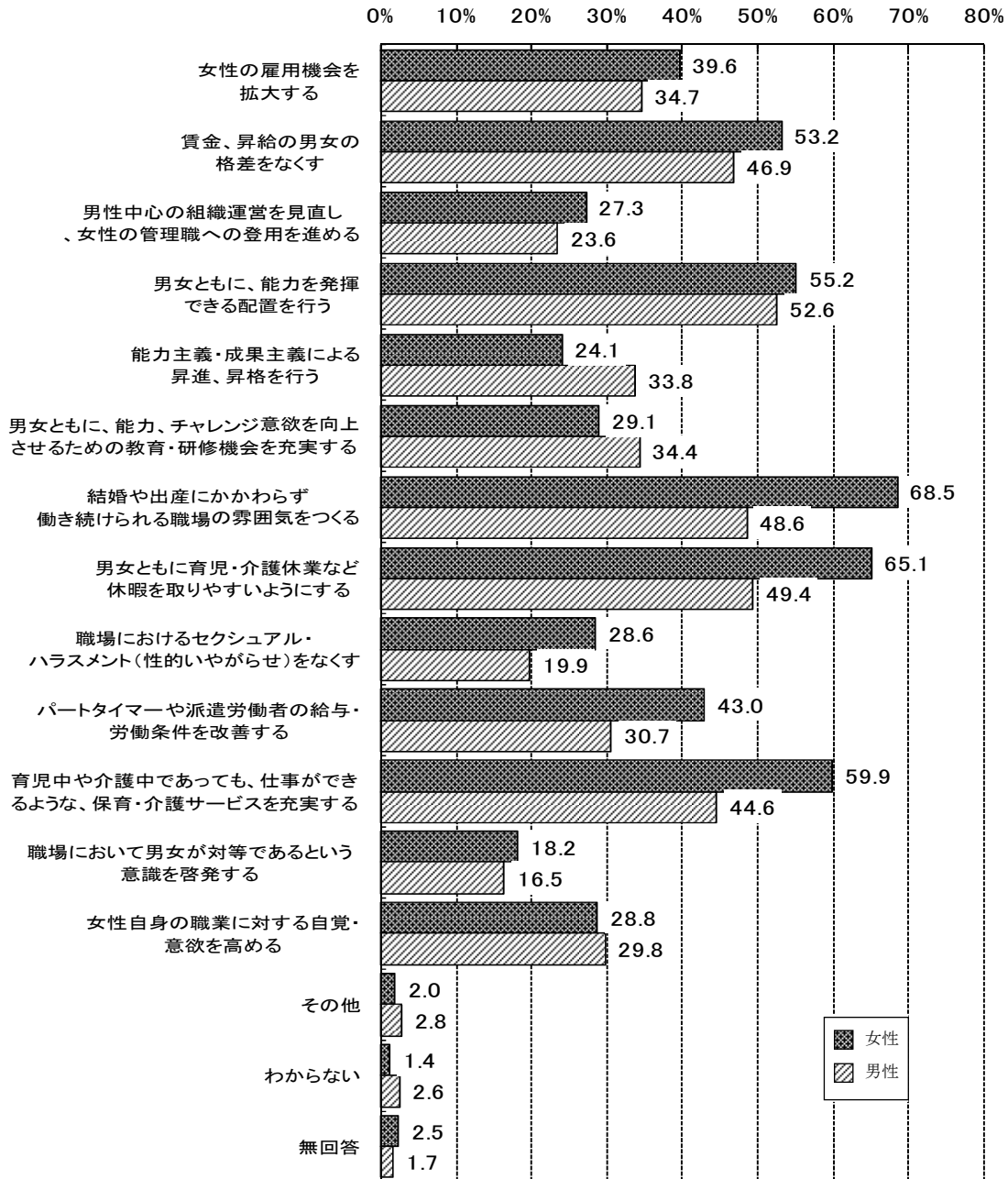
図表
7

男女が対等に働くために必要なこと

『性別にかかわらず能力を発揮し働き続けることができる職場環境の整備を促進します』

設問. 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

<女性> (N=444) ・ <男性> (N=352)



注) 回答延べ件数 女性 2426 件 男性 1663 件

図表
8

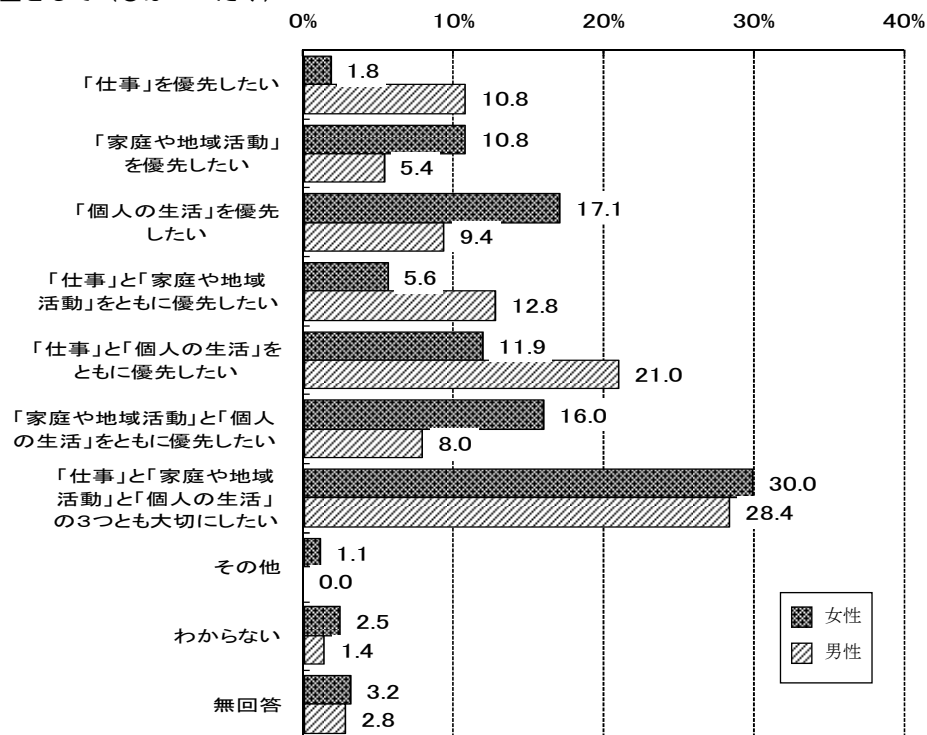
仕事と家庭等の関わりについて

『希望する仕事と生活のバランスに近付くことができるよう、職場環境の整備を促進します』

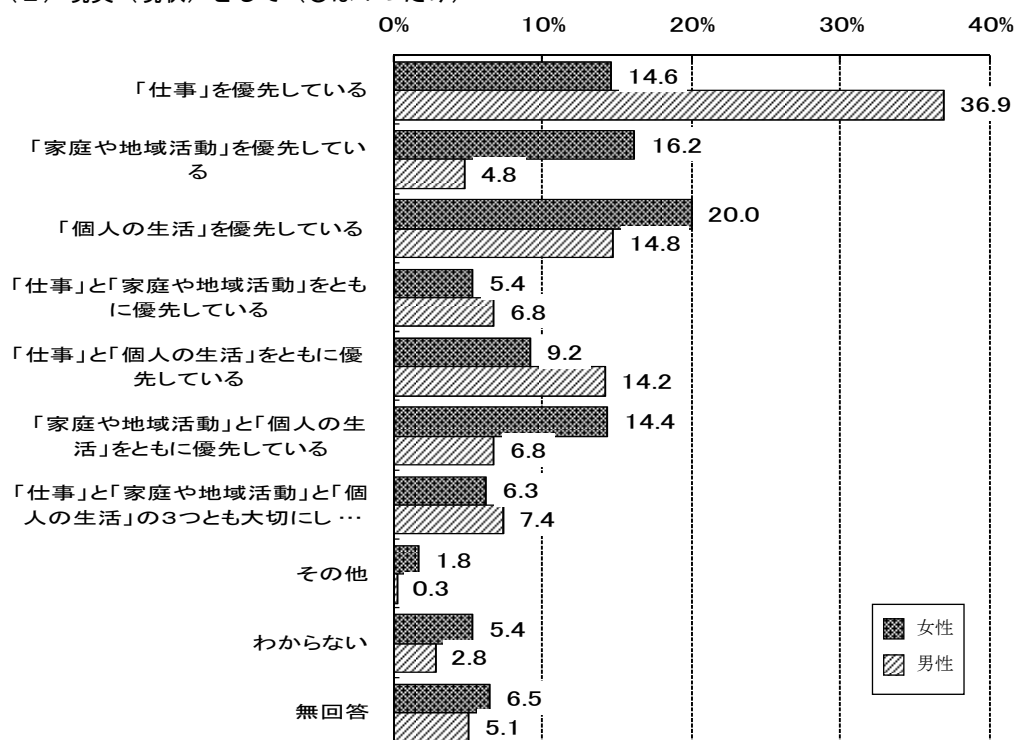
設問. あなたは、生活の中で仕事、家庭や地域活動、個人の生活で何を優先しますか。あなたの希望と現実（現状）に最も近いものをそれぞれ1つお答えください。

<女性> (N=444) ・ <男性> (N=352)

(1) 希望として (○は1つだけ)



(2) 現実（現状）として (○は1つだけ)



男女共同参画の仕組みづくりを推進する

誰もが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに固定的役割分担にとらわれることなく、まちづくりに参画することが必要です。市民アンケート調査結果（p32【図表9】参照）でも、男女平等になるために最も重要なことは「性別による様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」の割合が高くなっています。

また、施策の策定や実施に際しては、適切な進行管理のもと、男女共同参画の視点に立ち市民や事業者と連携し進めていく必要があります。

そこで、男女共同参画を推進していくための仕組みづくりとして、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、施策展開においては、総合的かつ計画的に実施し、その進捗状況を市民に公表します。

男女共同参画を推進するための拠点施設である、男女共生フロアにおいては、情報提供や相談機能の充実を図ります。

男女共同参画推進条例に基づく、男女共同参画に関わる施策への意見の申出制度や性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度の周知を図るとともに、関係機関との連携のもと体制の充実に取り組みます。

基本方向（1） 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

職員の研修を充実するなど人材の育成に取り組むとともに、政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市の審議会委員や管理職における女性比率の上昇を図ります。

【取り組みの概要】

- ① 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については目標を 35%とし、全体平均比率ではなく、すべての審議会等で達成できるように取り組みます。
- ② 市の職員の採用については、性別によることなく能力等の実証に基づき行うとともに、市職員の男女別構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に積極的に取り組みます。
- ③ 市や教育機関等における管理職に占める女性職員数の比率の上昇を図ります。
- ④ 政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実します。

基本方向（2） 男女共同参画の視点に立った施策展開

施策の策定・実施に際して、男女共同参画の視点に立ち、性別による不当な違いが生じないように精査するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう留意します。

【取り組みの概要】

- ① 施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行います。
- ② 取り組みの具体化にあたっては、男女共同参画の視点に立った企画・運用を行い、効率的・効果的な展開を図ります。

基本方向（3） 関係機関・市民団体等との連携強化

男女共同参画を推進する施策の実施にあたって、市は国、大阪府、教育に関わる者、事業者、市民団体、市民と相互に連携し、協力し合います。

【取り組みの概要】

- ① 男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を深めた取り組みを進めます。

基本方向（4） 市民参加による外部評価と計画の進行管理

男女共同参画計画の進行管理と評価については、市の「施策評価」^{*12}を基本に行うことで、より効果的な施策の推進を図ります。また、男女共同参画推進審議会^{*13}においても、その進捗状況を検証します。

【取り組みの概要】

- ① 男女共同参画計画の進捗状況の公表にあたっては、市民にわかりやすく行うとともに、市民がその結果に対し、評価を行いやすいよう工夫します。

*12 [施策評価]：「枚方市第4次総合計画第2期基本計画」（平成21(2009)年4月策定）の進行管理を行うとともに、施策のより効率的で効果的な推進や見直しを図るため、学識経験者等による「枚方市施策評価委員会」を設置し、市民満足度調査の結果など市民の視点を基本として実施する評価のこと。

*13 [男女共同参画推進審議会]：「枚方市男女共同参画推進条例」第13条（平成22(2010)年4月制定）に基づき、学識経験者等で構成し、男女共同参画推進施策に関する重要事項などについて調査審議を行う機関。

基本方向（5） 推進のための拠点施設機能の充実

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの拠点施設である、男女共生フロアにおいて、情報提供と相談・支援、市民団体の活動支援の機能を充実します。

また、男女共生フロアにおける相談事業等さまざまな活動を通じて明らかにする男女共同参画課題等については、その解決に向けた取り組みが進められるよう関係機関との連携拠点としての機能強化を図ります。

【取り組みの概要】

- ① 男女共生フロアにおいて、DVをはじめとした人権や悩みに対する相談、自助グループの形成など具体的な活動につながるような啓発・学習・情報提供、交流機会の提供などの取り組みを充実します。
- ② 市のあらゆる施策に対して、男女共同参画の視点から、総合調整の役割を果たすため、関係機関と連携しながら機能強化を図ります。

基本方向（6） 苦情処理・人権侵害相談体制の充実

男女共同参画に関わる施策への意見の申出制度や性別を理由とする人権侵害等の相談体制を、関係機関との連携のもと充実します。

【取り組みの概要】

- ① 男女共同参画に関わる施策への意見の申出や性別を理由とする人権侵害等の相談について、安心して気軽に申出・相談できる環境を整えます。あわせて、必要な支援に取り組みます。
- ② リーフレットなどによって、男女共同参画に関わる施策への意見の申出方法や性別を理由とする人権侵害等の相談体制について周知します。

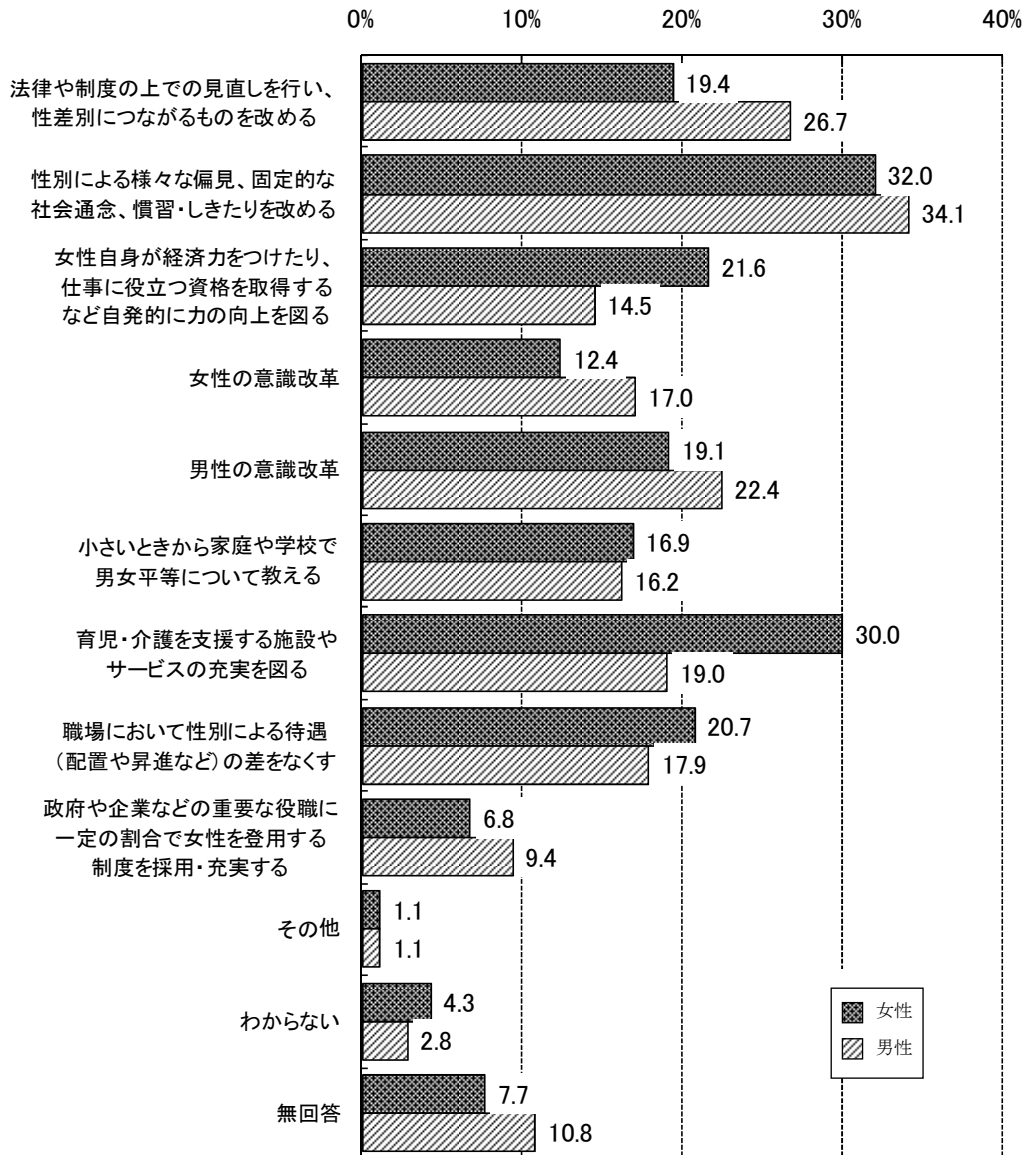
図表
9

男女共同参画社会の形成について

『社会通念や慣習による、男女の固定的な役割分担の解消や安心して仕事と生活をともに充実していくことができるよう支援します』

設問. 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要と思われるものは何ですか。
(○は2つまで)

<女性> (N=444) ・ <男性> (N=352)



注) 回答延べ件数 女性 852 件 男性 676 件

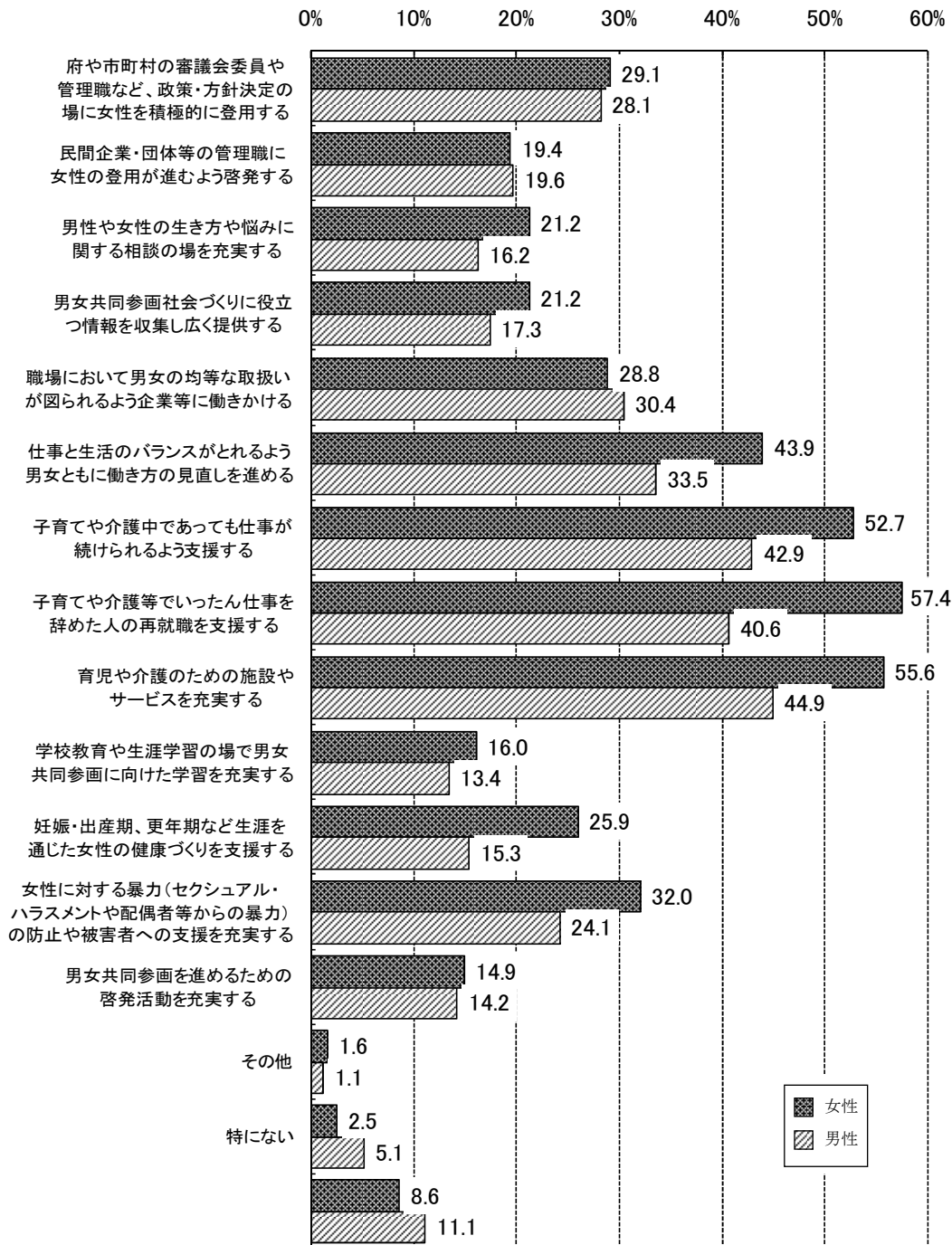
図表
10

府や市町村が力を入れていくべきこと

『就業支援、子育て・介護支援、仕事と生活の調和、DV 対策など、総合的な取り組みを推進します』

設問. あなたは、男女共同参画社会を推進していくために、府や市町村は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

<女性> (N=444) ・ <男性> (N=352)



注) 回答延べ件数 女性 1912 件 男性 1260 件

Ⅲ

参 考 資 料

- 1 諮問書
- 2 答申書
- 3 枚方市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 4 第2次枚方市男女共同参画計画策定の経過
- 5 枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則
- 6 関係法令
 - ・男女共同参画社会基本法（抄）
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（抄）
 - ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）（抄）
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
 - ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（抄）
- 7 国際社会・国・大阪府・枚方市の動き

1. 諮問書

公 人 第 88 号
平成 22 年 6 月 28 日

枚方市男女共同参画推進審議会
会長 神原 文子 様

枚方市長 竹 内 脩

枚方市男女共同参画計画[平成 23 年度～平成 27 年度]の策定について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市男女共同参画推進条例（平成 22 年枚方市条例第 9 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、枚方市男女共同参画計画[平成 23 年度～平成 27 年度]の策定について貴審議会に諮問します。

2. 答申書

平成 23 年 1 月 17 日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市男女共同参画推進審議会
会 長 神 原 文 子

枚方市男女共同参画計画[平成 23 年度～平成 27 年度]の策定について（答申）

枚方市男女共同参画推進審議会は、枚方市男女共同参画推進条例に基づいて、平成 22 年 6 月 28 日付け、公人第 88 号で「枚方市男女共同参画計画[平成 23 年度～平成 27 年度]の策定について」の諮問を受けました。

本審議会は、市が 7 月に実施した「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」の結果を基礎資料とするとともに、12 月に実施した「男女共同参画計画試案」に対する市民からのご意見も反映しながら、6 回にわたる審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

3. 枚方市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所 属	区 分
[副会長] 加藤 昌彦	関西外国語大学 人権教育思想研究所 教授	学識経験者
[会 長] 神原 文子	神戸学院大学 人文学部人文学科 教授	
高瀬 久美子	弁護士 (男女共生フロア法律相談担当)	
市山 二郎	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター 副理事長	関係団体等
酒井 晴美	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 就労支援相談員	
田中 久雄	北大阪商工会議所 総務部長	
浜崎 正三	特定非営利活動法人枚方交野国際奉仕活動協会 理事	
橘川 浩明	枚方市立小学校長会	関係行政機関 等
松嶋 桂子	大阪府女性相談センター 所長	
藤井 いづみ	市民公募	市民公募

4. 第2次枚方市男女共同参画計画策定の経過

会議名など	開催日	主な内容
第1回男女共同参画推進審議会	6月28日	枚方市男女共同参画計画[平成23年度～平成27年度]の策定について(諮問)
市民アンケート調査	7月	・男女共同参画にかかる市民アンケート調査 市民2,000人(回収796人) 市内高校生・大学生 14校1,113人
第2回男女共同参画推進審議会	9月9日	・現行男女共同参画計画の現状と課題について
第3回男女共同参画推進審議会	10月4日	・「第2次枚方市男女共同参画計画骨子(案)」について
市民のご意見をお聴きする会	10月26日・28日	・市民のご意見をお聴きする会 楠葉生涯学習市民センター 南部生涯学習市民センター
第4回男女共同参画推進審議会	11月15日	・「第2次枚方市男女共同参画計画試案(案)」について
パブリックコメント	12月6日～1月5日	・「第2次枚方市男女共同参画計画試案」に対するパブリックコメント 11人 29件
男女共同参画講演会	12月6日	～男女共同参画社会の実現に向けて～ 「目指すべき男女共同参画社会」 講師：神原文子 男女共同参画推進審議会 会長(神戸学院大学 人文学部人文学科 教授)
第5回男女共同参画推進審議会	12月27日	・「第2次枚方市男女共同参画計画」(案)について
第6回男女共同参画推進審議会	1月17日	・「第2次枚方市男女共同参画計画」(答申案)について
		枚方市男女共同参画計画[平成23年度～平成27年度]の策定について(答申)

5. 枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則

○枚方市男女共同参画推進条例

平成22年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、教育に関わる者、事業者等(事業者及び市民団体をいう。以下同じ。)及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 人権侵害 法律に違反する行為のほか、日本国憲法、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の人権に関する条約、世界人権宣言等の趣旨に反する差別的取扱い、嫌がらせその他の人権を侵害するあらゆる行為をいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等又は配偶者、恋人等であった者に対する身体的、精神的、性的若しくは経済的な暴力又は社会的行動を妨げる暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与え、又は意に反する性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 積極的改善措置 すべての市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関する男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲内において、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと。
- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。



(性別を理由とする人権侵害の禁止等)

第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の暴力による人権侵害を行ってはならない。

3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。

4 市は、前3項に掲げる人権侵害を根絶するための教育その他のそれらの人権侵害の予防に関する施策を推進するとともに、それらの人権侵害の被害者の相談及び支援に関する施策を実施するものとする。

(不特定の市民を対象とした情報への配慮)

第5条 何人も、不特定の市民を対象とした情報において、基本理念に反し、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 市は、不特定の市民を対象とした情報において、率先して、男女共同参画の推進に配慮した表現を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、社会における制度又は慣行で男女共同参画の実現を妨げている要因となっているものを取り除くよう努めなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者等及び市民の取組と相互に連携し、協力し合わなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 教育に関わる者は、教育活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第9条 市民は、性別にかかわらず、個人として尊重され、人権を行使する主体であり、まちづくりの構成員として、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の市町村男女共同参画計画として、枚方市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定に当たっては、市民の価値観の多様化を踏まえ、市民の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮するものとし、次に掲げる観点を特に踏まえなければならない。

(1) 市民が、性別にかかわらず、所属する組織における運営の方針決定及び実施に対等に参画することができるようにすること。

(2) 市民が、仕事、地域活動等の活動と家庭生活における活動とを両立することができるようにすること。

(3) 市民が、生涯にわたって妊娠、出産等に関して、健康な生活を営み、自らの意思を互いに尊重されることができるようにすること。

(4) 市民が、人権保障に関する国際社会における取組を知り、及び国際的な視野を広げることによって、国内外において異なる多様な生活及び文化の相互理解を促進することができるようにすること。

3 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、枚方市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の進捗状況を公表しなければならない。

(体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ横断的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って取り組むものとする。

(拠点施設機能の充実)

第12条 市は、男女共同参画の推進に必要な拠点施設機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更並びに男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進施策に関する重要事項について調



査審議し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女の委員の数は、ともに委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見等の申出)

- 第14条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見を、市長に申し出ることができる。
- 2 市民は、性別を理由とする人権侵害その他の男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合は、市長にその旨を申し出ることができる。
 - 3 第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、調査を実施し、必要に応じて措置を講じるものとする。
 - 5 市長は、第2項の規定による申出があったときは、相談に応じるとともに、必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、国、大阪府その他の関係機関と連携を図るものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○枚方市男女共同参画推進審議会規則

平成22年3月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例(平成22年枚方市条例第9号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定に基づき設置する枚方市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係市民団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の者が、個人情報の保護について配慮し、当該審議会の会議を非公開とすることが適当であると認めたときは、当該審議会の会議を非公開とする。

(会議録)

第6条 審議会の議事は、会議録として記録しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の会議における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前3条の規定は、部会の会議について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○枚方市男女共同参画に関する意見等の申出に係る手続に関する規則

平成22年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例(平成22年枚方市条例第9号。以下「条例」という。)第14条第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員の選任)

第2条 男女共同参画の推進に関することについての調査を委託するために置く男女共同参画推進専門委員(以下「専門委員」という。)は、男女共同参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

(専門委員の責務)

第3条 専門委員は、公正かつ中立に職務を遂行しなければならない。

2 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(意見等の申出の方法等)

第4条 条例第14条第1項の規定による申出(以下「意見の申出」という。)及び同条第2項の規定による申出は、書面により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、口頭により行うことができる。

2 市長は、前項ただし書の規定による口頭による申出があったときは、その内容を書面に記録するものとする。

(調査の実施)

第5条 市長は、意見の申出を受けたときは、速やかに、専門委員に対し、当該意見の申出についての調査を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意見の申出が次に掲げる事項に該当する場合は、調査を実施しないものとする。この場合において、市長は、当該意見の申出をした者(以下「申出人」という。)に対し、調査を実施しない旨を、理由を付して、書面により通知するものとする。

(1) 裁判所において係争中の事案及び裁判所の判決又は決定に係る事項

(2) 不服申立てを行っている事案及び不服申立ての裁決又は決定に係る事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により対応すべき事項

(4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項

(5) 議会に請願を行っている事案に係る事項



- (6) 専ら私人間の争いであると判断される事項
- (7) 専門委員の職務に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

3 市長は、第1項の規定により調査を委託したときは、申出人に対し、その旨を、書面により通知するものとする。

4 専門委員は、第1項の規定により調査を委託された事項について、必要に応じて、枚方市男女共同参画推進審議会に意見を聴くものとする。

(市長への報告)

第6条 専門委員は、前条第1項の規定により調査を委託された事項について、調査を終えたときは、その内容を市長に報告するものとする。

(対応の通知)

第7条 市長は、申出人に対し、前条の規定による報告を受けて講じた措置等について、書面により通知するものとする。

(調査の概要の公表)

第8条 市長は、毎年、意見の申出について実施した調査及び市長が講じた措置の概要を公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(枚方市専門委員設置規則の一部改正)

2 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

6. 関係法令

○男女共同参画社会基本法(抄)

(平成11年6月23日 法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日 法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済

的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画

計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間

の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(抄)

(平成13年4月13日 法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日 法律第113号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしては

ならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)

の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時点における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時点における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時点における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。



(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命

令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一

項本文の事情」とする。

第十九条から第二十二條まで(略)

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二十七条から第二十八條まで(略)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

(昭和47年7月1日 法律第113号)

最終改正：平成20年5月2日 法律第26号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)

第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条—第十三条)

第三節 事業主に対する国の援助(第十四条)

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助(第十五条—第十七条)

第二節 調停(第十八条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)

第五章 罰則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策

の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずること

を妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時

間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

第十八条から第二十七条まで(略)

第四章 雑則

第二十八条から第三十二条まで(略)

第五章 罰則

第三十三条(略)

附 則(略)

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分

担意識が残っている。

（仕事と生活の相克とカゾクト地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉

である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

- （１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改

革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

平成 19(2007)年 12 月 18 日、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス) 憲章が策定されました。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女

子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。



第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部から第6部（略）

採択 昭和54（1979）年12月18日

発効 昭和56（1981）年9月3日

日本国 昭和55（1980）年7月17日署名

昭和60（1985）年6月25日批准

昭和60（1985）年7月25日発効

7. 国際社会・国・大阪府・枚方市の動き

■ 国際社会の動き ■

◇ 国際婦人年と国際婦人の十年 ◇

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和 50（1975）年にメキシコで第 1 回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。また、昭和 51（1976）年～昭和 60（1985）年を「国連婦人の十年 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。

◇ 女子差別撤廃条約 ◇

昭和 54（1979）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子差別撤廃条約」(p73 参照)が採択されました。

◇ 第 4 回世界女性会議（北京女性会議） ◇

平成 7（1995）年には、北京において第 4 回世界女性会議が開催され、「北京宣言」及び平成 12（2000）年までに各国がとるべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

◇ 女性 2000 年会議 ◇

平成 12（2000）年には、ニューヨークにおいて「女性 2000 年会議：21 世紀に向けた男女平等、開発および平和」と題する国連特別総会が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況を検討・評価するとともに、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」並びに「成果文書」が採択されました。

◇ 第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合 ◇

平成 17（2005）年には、ニューヨークにおいて第 4 回世界女性会議から 10 周年を記念する会議として第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」が再確認され、完全実施に向けた一層の取り組みが国際社会に求められました。

■ 国の動き ■

◇ 国内行動計画の策定 ◇

昭和 50（1975）年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52（1977）年に今後 10 年間にわたる女性行政関連施策の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。

◇ 女子差別撤廃条約の批准と新国内行動計画の策定 ◇

昭和 59（1984）年に、「国籍法」、及び「戸籍法」が改正され、昭和 60（1985）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）を制定するなど、国内法の整備を進め、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

昭和 62（1987）年には、第 3 回世界女性会議で採択された、ナイロビ将来戦略の見直しを受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。



◇ 男女共同参画 2000 年プランの策定 ◇

平成 8 (1996) 年には、北京女性会議で採択された「北京宣言」、及び「行動綱領」や男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

◇ 男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定 ◇

平成 11 (1999) 年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 (2000) 年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野への男女共同参画を推進するための 10 年間の長期的な施策の方向性が示されました。

◇ 男女共同参画局の設置と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定 ◇

平成 13 (2001) 年には、内閣府に男女共同参画局が設置されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が制定されました。

◇ 「改正育児・介護休業法」、「改正 DV 防止法」の施行 ◇

平成 14 (2002) 年には、「改正育児・介護休業法」、平成 16 (2004) 年には、「改正 DV 防止法」が施行されました。

◇ 「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の決定 ◇

平成 19 (2007) 年には、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すため、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」、及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

◇ 「改正 DV 防止法」の施行 ◇

平成 20 (2008) 年には、「DV 防止法」の改正が施行され、保護命令の拡充や市町村についての規定が強化されました。

■ 大阪府の動き ■

昭和 56 (1981) 年に、「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定されて以降、計画的な施策展開が行われ、平成 13 (2001) 年に、平成 22 (2010) 年までを計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン」が策定されるとともに、平成 14 (2002) 年には、「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

■ 枚方市の動き ■

- 昭和 60 (1985) 年に、当時の企画部企画調査室に女性施策担当窓口を設置しました。
- 昭和 63 (1988) 年に、学識経験者等で構成された「女性問題懇話会」から提言を受け、平成元 (1989) 年に、女性施策の指針となる「枚方市女性施策行動計画」を策定しました。

- この行動計画に基づく、第1次・第2次実施計画を経て、平成8(1996)年には、状況変化を踏まえて、行動計画・実施計画の改定を行いました。
- 平成13(2001)年には、学識経験者等で構成された「男女共同参画検討委員協議会」から提言を受け、男女共同参画社会形成に向けた施策をするため、「男女共同参画計画」を策定するとともに、計画の実現を図るための具体的な事業の実施計画を定めるアクションプログラムを策定しました。現在まで、3次にわたるアクションプログラムの改定を行い、地域社会の変貌に即応した施策を展開しています。
- 平成21(2009)年に人権尊重のまちづくり審議会から「男女共同参画条例（仮称）に関する課題と方向性について」答申を受け、平成22(2010)年4月「男女共同参画推進条例」を制定しました。

第 2 次枚方市男女共同参画計画

発行年月 平成 23(2011)年 3 月
発 行 枚方市
編 集 枚方市市長公室人権政策室
〒573-8666
枚方市大垣内町 2 丁目 1-20
TEL: 072-841-1221(代)
FAX :072-841-1700
E-mail:jinken@city.hirakata.osaka.jp